

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

①指定野菜価格安定対策事業

項目	事業内容													
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書													
事業主体	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会													
対象特定野菜等	夏秋きゅうり 冬春きゅうり 夏秋ピーマン 冬春ピーマン 夏秋トマト 冬春トマト	夏秋なす 冬春なす 秋冬さといも ばれいしょ たまねぎ 春だいこん 夏だいこん 秋冬だいこん	春夏にんじん 秋にんじん 冬にんじん 春はくさい 夏はくさい 秋冬はくさい 春キャベツ 夏秋キャベツ 冬キャベツ	夏ねぎ 春ねぎ 秋冬ねぎ 春レタス 夏秋レタス 冬レタス ほうれんそう 以上14品目30種別 (<u> </u> は本県加入品目 3品目3種別)										
加工用品種を含む。ただし、でんぷん又はアルコール原料用ばれいしょは除く。														
産地の要件	1. 作付面積													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行産地型</th> <th>複合指定産地型</th> <th>中山間産地育成型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td>概ね10ha以上</td> <td>概ね7ha以上</td> <td rowspan="2">左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地</td> </tr> <tr> <td>果菜類</td> <td>概ね5ha以上</td> <td>概ね3ha以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※概ね=8割以上</p>					現行産地型	複合指定産地型	中山間産地育成型	葉茎菜類・根菜類	概ね10ha以上	概ね7ha以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地	果菜類	概ね5ha以上
	現行産地型	複合指定産地型	中山間産地育成型											
葉茎菜類・根菜類	概ね10ha以上	概ね7ha以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地											
果菜類	概ね5ha以上	概ね3ha以上												
2. 共販等率：総出荷量の概ね1/2以上(ただし作付面積が概ね2ha以上である生産者を構成員に持つ共同出荷団体が主体となって産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の1/3以上)														
3. 立地条件：中山間産地育成型・・・特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法又は離島振興法による指定を受け、かつ林野率が概ね50%以上の地域。														
産地の登録要件	出荷団体 (JA・経済連・全農等)	上記の産地要件とする。												
	生産者 (相当規模生産者等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行産地型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td rowspan="2">概ね2ha以上</td> </tr> <tr> <td>果菜類</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※概ね=8割以上</p>				現行産地型	葉茎菜類・根菜類	概ね2ha以上	果菜類					
	現行産地型													
葉茎菜類・根菜類	概ね2ha以上													
果菜類														
保証対象数量	ブロック別に予約をした数量を限度とする。													
A 基準額	過去6ヶ年の中央卸売市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格													
B 保証基準額	$A \times 9 / 10$													
C 最低基準額	$A \times 6 / 10$ [特例70~ $A \times 7 / 10$ 、特例65~ $A \times 6.5 / 10$] [特例55~ $A \times 5.5 / 10$ 、特例50~ $A \times 5 / 10$]													
D 資金造成単価	$(B - C) \times 0.8$													
E 平均販売価額	県内特定野菜制度加入総販売実績のブロック別・旬別加重平均価格(さといも・ばれいしょ・たまねぎは月別)													
F 価格差補給交付金	<p>保証のしくみ</p> <p>平均価格 A 保証基準額(A×0.9) B C² C¹ C C³ C⁴</p> <p>特例70 特例65 標準 特例55 特例50</p> <p>(平均販売価額) (一般交付金)</p>													
資金造成の負担割合	国 1/2	生産者 14/72	▽相当規模生産者等の場合											
	県 1/4	市町村 1/72	国 1/2	生産者 17/72										
		農協 1/72	県 1/4	市町村 1/72										
		経済連 2/72												
但し特例 50,55 については、標準 60%との差額部分の負担が次の通りとなる(この場合は産地強化計画の策定必要)														
国 50%、 県 25%、 生産者 25%														

②特定野菜価格安定対策事業

項目		事業内容											
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書												
事業主体	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会												
対象特定野菜等	<p>グリーンピース さやえんどう そらまめ えだまめ さやいんげん かんしょ やまのいも にんにく しょうが ごぼう かぶ れんこん すいか メロン いちご セルリー カリフラワー 生しいたけ こまつな みずな しゅんぎく みつば にら ちんげんさい ふき 以上25品目</p> <p>(重要特定野菜～出荷額が相対的に大きく、輸入品と競合している野菜) かぼちゃ スイートコーン ブロccoli アスパラガス 以上4品目 (特認野菜～特定の県しか加入できない) ししとうがらし らっきょう わけぎ にがうり オクラ みょうが 以上6品目</p> <p>()は本県加入品目 9品目</p> <p>加工用品種を含む。ただし、でんぷん又はアルコール原料用かんしょは除く。</p>												
産地の要件	<p>1. 作付面積</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>現行産地型</th> <th>複合指定産地型</th> </tr> <tr> <td>一般野菜</td> <td>概ね5ha以上</td> <td rowspan="3">左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地</td> </tr> <tr> <td>軟弱野菜、特認野菜</td> <td>概ね3ha以上</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ</td> <td>ほだ木5万本相当以上</td> </tr> </table> <p>※概ね=8割以上</p> <p>2. 共販等率 現行型 総出荷量の概ね2/3以上(ただし作付面積が概ね1.5ha以上である生産者を構成員に持つ共同出荷団体が主体となって産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の1/3以上) 複合型 総出荷量の概ね1/2以上()</p>				現行産地型	複合指定産地型	一般野菜	概ね5ha以上	左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地	軟弱野菜、特認野菜	概ね3ha以上	生しいたけ	ほだ木5万本相当以上
	現行産地型	複合指定産地型											
一般野菜	概ね5ha以上	左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地											
軟弱野菜、特認野菜	概ね3ha以上												
生しいたけ	ほだ木5万本相当以上												
産地の登録要件	出荷団体 (JA・経済連・全農等)	上記の産地要件とする。											
	生産者 (相当規模生産者等)	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>現行産地型</th> </tr> <tr> <td>一般野菜・軟弱野菜</td> <td>概ね1.5ha以上</td> </tr> <tr> <td>生しいたけ</td> <td>概ねほだ木2.5万本以上</td> </tr> </table> <p>※概ね=8割以上</p>			現行産地型	一般野菜・軟弱野菜	概ね1.5ha以上	生しいたけ	概ねほだ木2.5万本以上				
	現行産地型												
一般野菜・軟弱野菜	概ね1.5ha以上												
生しいたけ	概ねほだ木2.5万本以上												
保証対象数量	ブロック別に予約をした数量を限度とする。												
A 基準額	過去6ヶ年の中央卸売市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格												
B 保証基準額	$A \times 8 / 10$												
C 最低基準額	$A \times 5.5 / 10$ (特例60～ $A \times 6 / 10$ 、特例50～ $A \times 5 / 10$ 、特例45～ $A \times 4.5 / 10$)												
D 資金造成単価	$(B - C) \times 0.8$												
E 平均販売価額	県内特定野菜制度加入総販売実績のブロック別・旬別加重平均価格												
F 価格差補給 交付金	<p>平均価格 A</p> <p>保証基準額(A×0.8) B</p> <p>特例60 C¹</p> <p>標準 C</p> <p>特例50 C²</p> <p>特例45 C³</p> <p> </p>												
保証のしくみ	<p> </p>												
資金造成の負担割合	<p>国 1/3 (1/2) 生産者 7/36 (4/36) ▽相当規模生産者等の場合</p> <p>県 1/3 (1/4) 市町村 2/36 (2/36) 国 1/3 (1/2) 生産者 10/36 (7/36)</p> <p>農協 2/36 (2/36) 県 1/3 (1/4) 市町村 2/36 (2/36)</p> <p>経済連 1/36 (1/36)</p> <p>※ () は、重要特定野菜(かぼちゃ他)の負担割合⇒国が1/2負担、県・生産者の負担が軽減</p> <p>ただし、特例50については、産地強化計画の策定必要</p>												